

厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）
（分担研究報告書）

がん診療連携拠点病院等のがん診療の実態把握と医療の質改善の体制
に関する検討

研究分担者 若尾 文彦 国立がん研究センターがん対策情報センター本部・副本部長

研究要旨

目的：2022年8月に発出された「がん診療連携拠点病院等の整備指針」について、ロジックモデルを用いた検討を行い、都道府県内のがん医療提供体制の適正化を推進する重要な施策の評価に繋がる評価指標を整理することを目的とした。

方法：都道府県のウェブサイトから各都道府県のがん対策推進計画を入手し、計画におけるがん診療連携協議会に関する記載状況について、協議会自体の記載の有無、がん対策推進協議会との関係性、協議会の構成員、役割の記載等を確認した。

結果および考察：45都道府県の都道府県がん対策推進計画を入手できた。がん診療連携協議会についての記載があったものが、36件（80%）、うち、がん対策推進協議会とがん診療連携協議会の関係性を図で示したものが10件（28%）、がん診療連携協議会の構成員を提示したものが13件（36%）、役割を記載したものが26件（72%）で、都道府県計画におけるがん診療連携協議会の位置づけが不十分な地域が多いとともに、都道府県間で大きなばらつきがあることが明らかになった。

結論：2023年度内に、各都道府県で策定される次期都道府県がん対策推進計画において、がん診療連携協議会の機能・役割を明記することで、都道府県内のがん医療機関の役割分担が促進され、都道府県内のがん医療の向上に繋がるものと考え、今回の測定したベースラインと比較することで、がん対策の指標として、活用できると考える。

A. 研究目的

本研究班では、がん診療連携拠点病院等（以下、拠点病院等とする）の活動に特化して、その機能・役割に関する活動の進捗等を確認できる客観的な評価指標を開発・選定し、評価体制の構築を目指している。

本報告では、2022年8月に発出された新たながん診療連携拠点病院等の整備指針で、役割が強化された都道府県がん診療連携協議会の体制について、現状を調査し、新指針で求められている都道府県内の医療提供体制の整備に対応するための体制について、検討を行った。具体的には、今回の指針改訂で強化された都道府県がん診療連携協議会の役割分担について、ロジックモデルを用いて、重要な施策の評価に繋がる評価指標を整理することを目的とした。

B. 研究方法

都道府県がん診療連携協議会が効果的に機能するには、当該都道府県をはじめとする関係者のサポートが不可欠であり、そのためには、都道府県がん対策推進計画にその役割等が明確に記載されている

ことが重要であると考え。

そこで、各都道府県のがん対策推進計画におけるがん診療連携協議会に関する記載状況を確認した。なお、計画の取得については、都道府県のウェブサイト等を検索し、入手できたものを対象とした。

（倫理面への配慮）

本研究で扱うデータについては、公開データであり、倫理的な配慮は特に必要でないと考えられる。

C. 研究結果

都道府県のウェブサイト等を検索した結果、がん対策推進計画に該当する計画を入手できたのは、45都道府県であった。入手できなかった2県は、計画がリンク外れとなっている、計画が中間評価に置き換わっている状況であった。また、中間評価を受けて、2022年に計画を更新した県が1県あった。

入手した45都道府県のうち、がん診療連携協議会についての記載があったものが、36件（80%）、うち、がん対策推進協議会とがん診療連携協議会の関係性を図で示したものが10件（28%）、がん診療連携協議会の構成員を提示したものが13件（36%）、役割を記載したものが、26件（72%）であった。都

道府県拠点の役割は記載されているが協議会の役割は記載されていない県もあった。また、役割の記載内容は、「がん診療の連携協力体制を構築するため、必要な事業」といった簡単な記載から各学会の役割を記載したものまで大きなばらつきがあった。

D. 考察

わが国のがん対策は、がん対策基本法に基づく、がん対策推進基本計画により、推進されているが、地域においては、地域の状況を踏まえ、医療計画や健康増進計画などと調和した都道府県がん対策推進計画が中心となる。その計画にがん診療の提供および、地域のがん診療の役割分担の調整等を担うがん診療連携協議会の役割等をしっかりと記載し位置付けることが重要と考える。特に、2022年8月に発出されたがん診療連携拠点病院等の整備指針において、がん診療連携協議会の役割が強化された状況では、今まで以上に重要視されることになると考える。それらを踏まえて、今回、検討した拠点病院および都道府県がん診療協議会のロジックモデルでは、分野別アウトカムに「がん患者等がその居住する地域に関わらず、等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療や支援等を受けることができる」を掲げ、その前提となる中間アウトカムとして、「都道府県内のがん医療へのスムーズなアクセスの体制を確保する」「がん対策基本法、がん対策推進基本計画、都道府県のがん対策推進計画等に基づき、各地域におけるがん医療の質の向上を推進しがん診療を牽引する役割を担う」「都道府県全体のがん医療の質を向上させるための具体的な立案・実行ができていく」を掲げた。これらに繋がる施策のうち、拠点病院の枠を超えて対応が必要なものとして、「都道府県内の拠点病院等の院内がん登録のデータやがん診療、緩和ケア、相談支援等の実績を共有、分析、評価、公表を行うこと」「都道府県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること」などが挙げられ、それらを円滑に実現するためには、「県のがん対策協議会との役割分担が明確になされ、効率的に連携していること」が重要で、その実現には、都道府県がん対策推進計画において、がん診療連携協議会の役割について、明確に定められていることが必要不可欠であると考えます。

今回の研究で、がん対策推進計画におけるがん診療連携協議会の記載状況について、都道府県計画にお

けるがん診療連携協議会の位置づけが不十分な地域が多いとともに、都道府県間で大きなばらつきがあることが明らかになった。ちょうど、2022年3月に閣議決定を受けた第4期がん対策推進基本計画に基づいて、2023年度に各都道府県で都道府県がん対策推進計画の策定が行われるが、今回調査結果をベースラインとして、しっかりと都道府県計画にがん診療連携協議会の機能・役割が明記されることにより、関係者からの協力も得やすくなり、都道府県内のがん医療の向上に繋がるものと考えます。

E. 結論

2022年8月に発出されたがん診療連携拠点病院等の整備指針に基づいて、拠点病院および都道府県がん診療協議会のロジックモデルの検討を行った。都道府県がん対策推進計画におけるがん診療連携協議会の役割に関する記載状況について調査した結果、都道府県間で大きなばらつきがあることが明らかになった。今年度、作成される次期都道府県がん対策推進計画において、がん診療連携協議会の機能・役割を明記することで、都道府県内のがん医療機関の役割分担が促進され、都道府県内のがん医療の向上に繋がるものと考え、今回の測定したベースラインと比較することで、がん対策の指標として、活用できると考える。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし